

賃金・物価等に関する参考資料

2023年11月28日

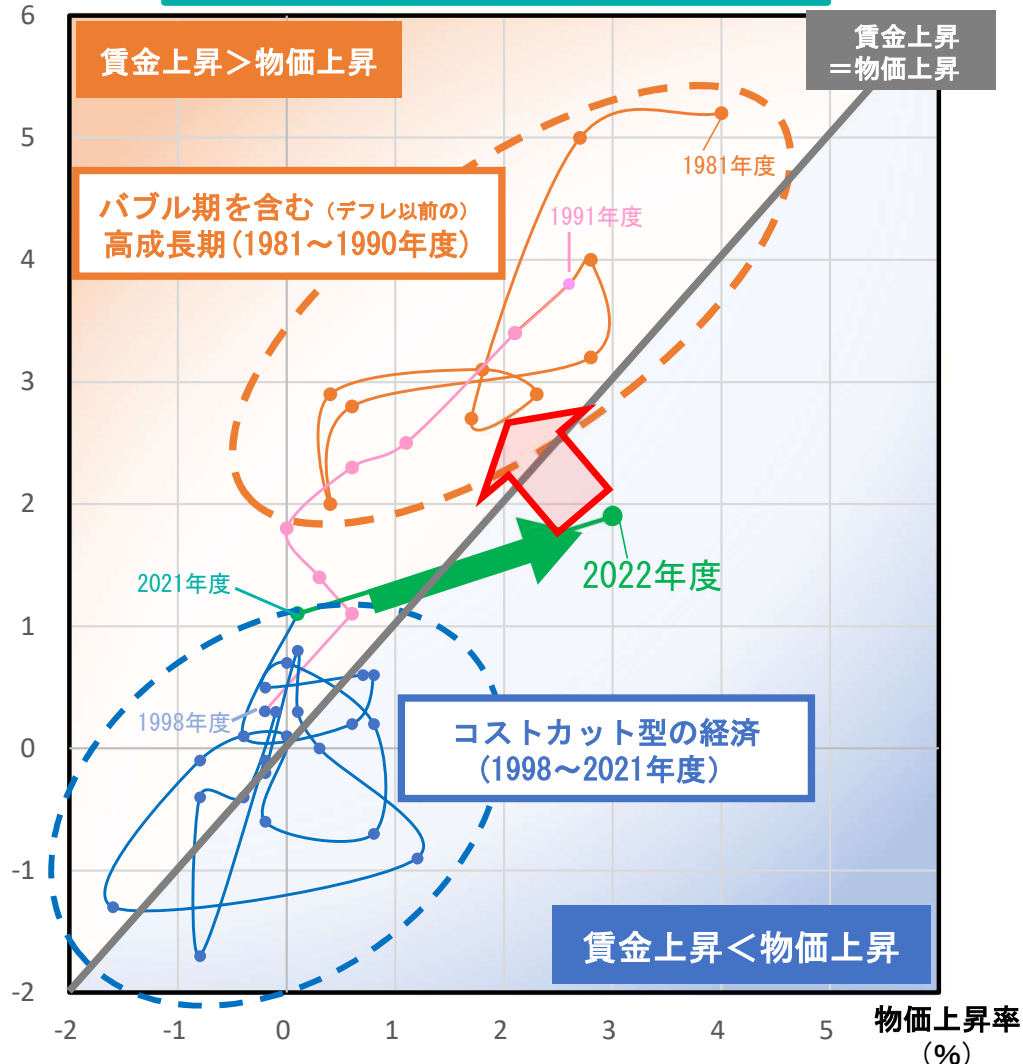
内閣府

物価・賃金・成長率の長期推移

- 賃金上昇が物価上昇を上回るよう、賃上げを後押し。
- 足下でこうした賃上げを実現しつつ、さらに人への投資・国内設備投資の支援により潜在成長率を高め、それを持続的なものとする。
- 成長と分配が好循環する「新たなステージ」への移行を目指す。

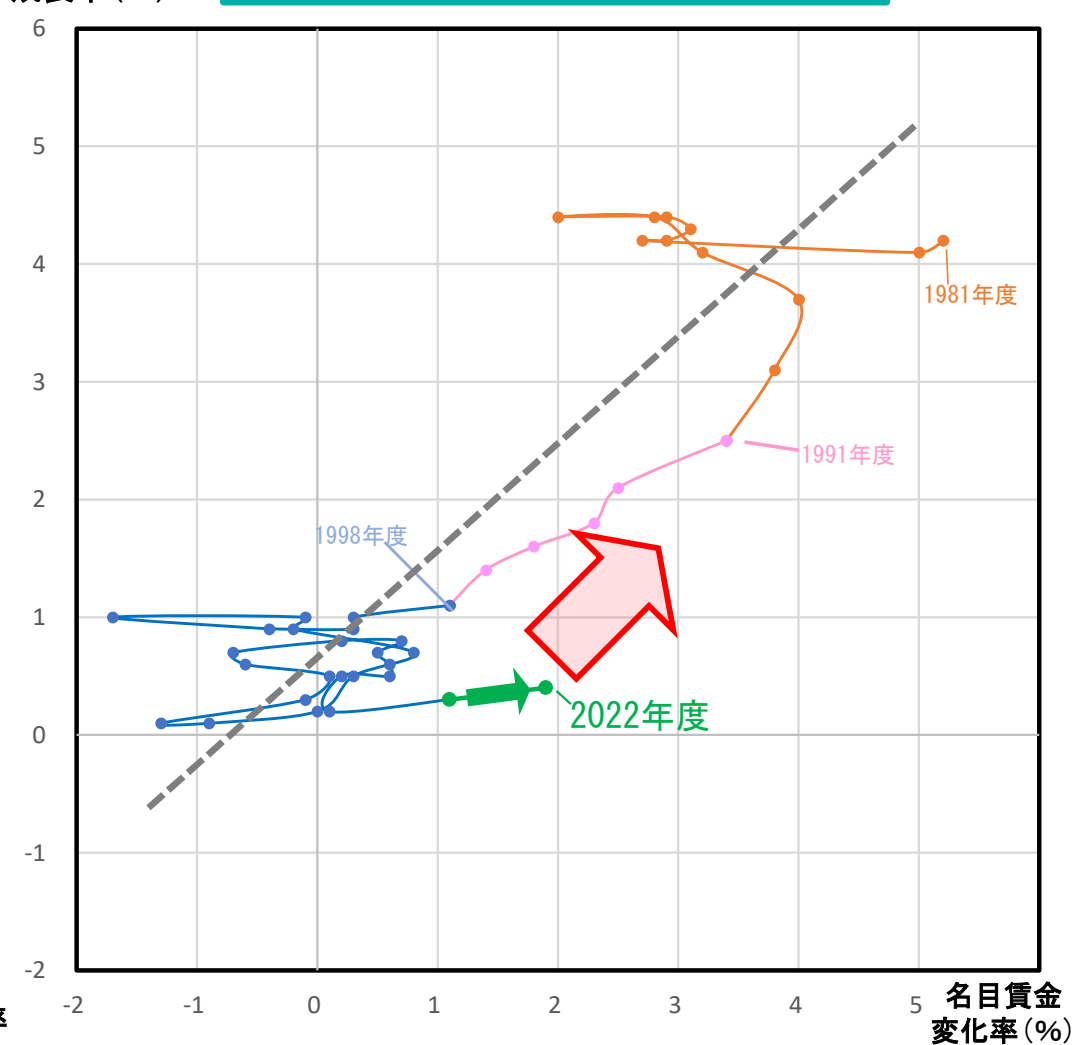
名目賃金
変化率 (%)

物価と賃金の推移



潜在
成長率 (%)

賃金と潜在成長率の関係



(備考) 国民経済計算、消費者物価指数、毎月勤労統計をもとに作成。名目賃金は所定内給与。物価はCPI (コア)、消費税増税の影響を調整済。計数は前年度比。

賃金と物価の連関に関する分析

- 賃金上昇が物価上昇を上回るための後押しに加え、賃上げ分を含めた価格転嫁を進め、賃金と物価の好循環の実現を目指す。

1991年4-6月期

相互に連関

【参考：1991年度の成長率】
名目6.4%、実質3.4%

2012年4-6月期

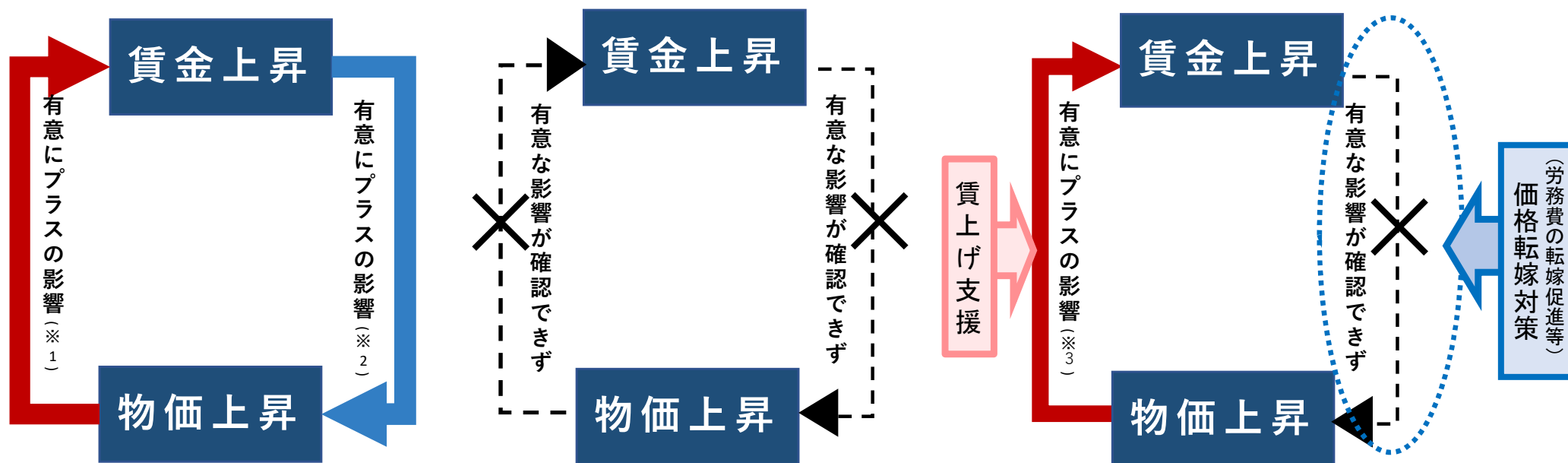
連関は確認できず

【参考：2011年度の成長率】
名目▲1.0%、実質0.5%

2023年4-6月期

物価から賃金への連関は確認
賃金から物価への連関は確認できず

【参考：2022年度の成長率】
名目2.0%、実質1.3%



(備考) 日本銀行「経済・物価情勢の展望(2023年10月)」に基づき作成。図表に記載の数字(%)は、物価(又は賃金)が1%上昇した際の、賃金(又は物価)への波及効果(4四半期後の累積効果)を示す。需給ギャップ、名目賃金、コアCPIからなるVARモデルで推定したもの。

(※1) 推定値は約0.8%、75%信頼区間は約0.2%~約1.3%。(※2) 推定値は約0.4%、75%信頼区間は約0.1%~約0.7%。(※3) 推定値は約0.4%。75%信頼区間は約0.0%~約1.1%。

業界の特性に応じた価格転嫁等の取組事例

- 11月中に取りまとめる労務費の転嫁の在り方に係る指針において、好事例が追加的に示される予定。
(公正取引委員会、新しい資本主義実現本部事務局において策定予定)

業務範囲の明確化（トラック運送業）

課題

具体的な見積もりのない契約を締結することが多く、無償での業務が発生。

取組

運送以外の業務（積込み等）についても、料金を取引先に提示。

効果

積込みや荷待ち時間等、運送以外の業務時間に係るコストを価格に反映。

価格スライド制（産業機械、金属プレス等）

課題

原材料や燃料の価格が上昇しても、発注元に転嫁を認めてもらえない。

取組

一定価格水準に達すると原材料等の価格が自動的に販売単価に反映される価格スライド制を導入。

効果

上昇する原材料等の価格が自動的に単価に反映され、円滑な価格転嫁が可能となる。

少量生産時の単価上げ（自動車部品メーカー等）

課題

「量産品」の不足に対応する「補給品」の少量発注はコストが高いが、単価が据え置かれる場合がある。

取組

当初の「量産品」の見積書に「発注数量が〇%以上変動した場合は再見積を行う」旨を記載してあらかじめ合意。

効果

再見積によって、量産品価格よりも高い価格で契約を結ぶことができる。

関連グッズ等の利益還元（アニメ制作業）

課題

アニメのDVDや関連グッズで大きな売上があった場合も、アニメーターには得られた利益が還元されない。

取組

優秀なアニメーターを確保するため、還元が必要であることを発注元と交渉。

効果

アニメーターの待遇改善のほか、アニメ制作事業者の人材育成の充実にも繋がる。

公的部門等における賃上げ等の実現に向けて

- 労務費・人件費の適切な計上、DXの推進によって、現場の賃上げ・生産性向上につなげることが重要。

| 分野 | 取組状況 |
|----------------------------|--|
| 建設産業 | <ul style="list-style-type: none"> ○国が定める令和5年度公共工事設計労務単価は、前年度比5.2%引き上げ(国交省)。 ○工事を発注する自治体や業界団体等に働きかけ、新単価の水準を踏まえた契約を推進(国交省)。 ◎i-Constructionの推進(ICT施工、ドローンの活用、3次元モデルの導入等)(国交省)。 |
| ビルメンテナンス | <ul style="list-style-type: none"> ○国が定める令和5年度建築保全業務労務単価は、前年度比5%引き上げ(国交省)。 ○公共調達において、同単価が活用されるよう、自治体や業界団体に周知(厚労省)。 ◎定期検査・点検等について、デジタル技術の活用に向けた検討(建築物衛生法令等)(厚労省、デジタル庁)。 |
| 医療・介護分野 (看護職員・介護職員等の賃金) | <ul style="list-style-type: none"> ○「看護職員処遇改善評価料」「介護職員処遇改善加算」等の活用(厚労省)。 ○今般の補正予算で、看護補助者・介護職員の月6000円相当の賃上げを措置(令和6年度診療報酬、介護報酬改定を見据えた対応)。 これらの措置の対象となるためには、賃上げの計画と実績報告書の提出が必要(厚労省)。 ◎医療・介護DXの推進(厚労省)。 |
| 保育所等 (保育士等の賃金) | <ul style="list-style-type: none"> ○保育士の処遇改善加算等を措置。その適用を受けるためには、賃上げの計画と実績報告書の提出が必要(こども家庭庁)。 ◎保育DXの推進(保育の計画・記録、登園・降園管理、保護者との連絡等へのICT活用等)(こども家庭庁)。 |
| 地方自治体(※) | <ul style="list-style-type: none"> ○都道府県・指定都市等では、「人事委員会」が、公民の給与較差を埋めることを基本とし、国の人事院勧告の内容なども踏まえ勧告を実施(各自治体)。 ○当該自治体は、人事委員会の勧告内容などを踏まえ、給与改定方針を決定(各自治体)。 ◎自治体DXの推進(自治体情報システムの統一・標準化、自治体のAI・RPAの利用推進等)(総務省、デジタル庁、各自治体)。 |

凡例：○…労務費・人件費の単価に係る措置、◎…サービス提供の高度化・効率化に係る措置

(※)国家公務員については、人事院勧告(定期昇給分含め3.3%の給与増)を踏まえ、「一般職の職員の給与に関する法律」を改正(11月17日成立)。